

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社としましては、これまで光ファイバ網整備に尽力してきた事業者としまして、今後とも光の道構想の実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>そのため、永年、光ファイバ設備を構築してきた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を申し上げます。</p>
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、中山間地域や島しょ部など整備に多大な投資等を必要とする条件不利地域であり、民間事業者にとっては不採算地域であることから、民間事業者単独で基盤整備を行うのは困難です。</p> <p>これまで条件不利地域において官民一体となってデジタル・ディバイド解消に取り組んできた結果、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙がっています。したがって、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備においても同様に、官民一体となって公的支援により実現していくことが適当であると考えます。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備は、CATV、FTTHの有線アクセスおよびWiMAX等の無線アクセスを地理的条件等に合わせて最適に組み合わせることが、公的支援の最小化に有効であると考えます。</p> <p>特に中国地方は、島しょ部と中山間部が多いうえ、世帯が点在していることから、地理的条件や地域事情を考慮し、最も効率的な整備方法を選択することが公的支援の最小化につながります。</p> <p>なお、利活用策が不十分なまま超高速ブロードバンド基盤を整備すれば、利用されない設備を生み出したり、公的支援(設備投資)に無駄を生じるおそれがありますので、この点をよく議論のうえ基盤整備に取り組む必要があると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>(1)利用率の向上について</p> <p>当社が瀬戸内海の離島において経験した、公設民営方式による超高速ブロードバンド基盤の整備におきましても、100%の世帯カバー率を確保しつつもその利用率は25%程度に留まっています。</p> <p>また、1契約あたりの月間平均利用料が同程度と考えられる携帯電話の世帯保有率は平成21年末で96.3%となっています。</p> <p>こうしたことから、仮に超高速ブロードバンドが100%の世帯</p>

<p>ついてどのように考えるか。</p>	<p>カバー率になる、あるいは利用料金の低廉化が実現できたとしても、これらは必ずしも利用率の向上に直結するものではないと考えます。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、官・民それぞれの立場から利活用を進展させるための取り組みが重要であると考えます。</p> <p>民間事業者は、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。</p> <p>さらに、5月18日付の「光の道構想実現に向けて-基本的方向性-」にも示されておりましたとおり、医療、教育、行政の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直しは利用向上のための環境整備という意味で極めて重要な課題と考えます。</p> <p>これらが実現すると、超高速ブロードバンドが国民生活により密着したものとなり利用率の向上に大きく貢献するものと考えます。</p> <p>(2)公正競争環境の確保について</p> <p>利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出には、技術イノベーションや設備投資インセンティブが不可欠であり、これを継続的に実現するためには、公正な競争環境の確保が必要です。ブロードバンド基盤を1社独占で整備した場合、これまで設備投資リスクを負いながら構築してきた事業者を窮地に追い込み、結果的に競争環境が成立しなくなります。その結果、サービスの多様性や利便性が狭まるなど消費者の利益が損なわれることになりかねないと考えます。</p> <p>また、NTTの組織形態については、市場支配力行使抑止の観点から検討するべきものであって、今回の光の道整備の議論とは切り離して議論されるべきものと考えます。</p>
----------------------	---

以上